

「ドイツ国」の成立と「国語」としてのドイツ語

清 水 朗*

- 0
- I ドイツ語の歴史的成り立ち
- II 「ドイツ語 (deutsch)」という言葉の成立 (中世)
- III 「国語」としてのドイツ語へ (近代)
- IV 終わりに——「ドイツ国」と「ドイツ語」

0

現代では様々な「国語 (national languages)」の存在がともすれば自明のこのように思われがちだが、「国語」という発想はヨーロッパでは16世紀以降の「近代」になってから徐々に形成されてきたもので、日本に関して言えば明治時代以降、つまり日本が欧米に範を取りつつ近代化路線を歩み始めた頃にはっきりとしてくる。つまり、歴史的に見れば「国語」とはかなり最近の現象なのである。

本稿では「国語」としてのドイツ語をケース・スタディーとして、「ドイツ語」が歴史的にいかんにか形成され、またその制度化が「近代」といかに深く関わっているかについて、中世から近代にかけての資料を適宜参照しつつ、考察してゆきたいと考える。

I ドイツ語の歴史的成り立ち

ドイツ語は歴史的に見ると、ヨーロッパからイラン、インド北部に亘って存在するインド・ヨーロッパ語族のうちのゲルマン諸語と呼ばれる一派に属する。ゲルマン諸語はさらに東ゲルマン語・西ゲルマン語・北ゲルマン語に分けられることがあり、東ゲルマン語には (すでに死滅してしまった) ゴート語、西ゲルマン語には英語・ドイツ語・オランダ語など、北ゲルマン語にはデンマーク語やス

【一橋法学】(一橋大学大学院法学研究科) 第3巻第3号2004年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

ウェーデン語などのスカンディナヴィア諸語が属するとされる。このことから、ドイツ語は特に英語・オランダ語と類縁性が深いことがわかるが、それは英語の hand (手) がドイツ語では Hand、英語の house (家) がドイツ語では Haus というように、基礎語彙の中で類似しているものが多い、という事実に見てとることができる。

それではこのように本来起源的に近いとされる諸言語の中で、ドイツ語はどのようにその独自性・独立性を確立していったのだろうか。それを知るためには中世におけるドイツ語のありようをまず一瞥しなければならない。

II 「ドイツ語 (deutsch)」という言葉の成立 (中世)

中世のドイツ語にはその音声や形態、また構文において現代のドイツ語と異なる様々な特徴があるが、ここではそれらの細部には立ち入らず、deutsch という語 (現代では「ドイツ語」・「ドイツの」・「ドイツ民族の」・「ドイツ国家の」などの意味を持つ) の意味の変遷にまずは焦点を絞りたい。

この deutsch という言葉が最初に確認されるのは実はドイツ語の文献ではなく、中世西ヨーロッパの知識階級の言葉であったラテン語文献においてである。8世紀後半の文献で、形もラテン語化された theodiscus という形で現れるのだが、これは多分当時のゲルマン語で diot, diet (民衆) という名詞に対応した *diutisk (民衆の) という形容詞から来ていると考えられている¹⁾ (因みに言えば、現代英語の diet (国会←民衆の集まり) という言葉もこれと起源を等しくする)。theodiscus とはつまり「民衆の言葉」という意味で、当時の知識階級 (=僧侶階級) の書き言葉であったラテン語に対するものだったのである。当時は文字を書

1) deutsch という語の成り立ちには数多くの論考があるが、半ばクラシックなものとして以下の文献を参照されたい: Otfried Ehrismann, *deota/diutisk. Zur frühen Semantik des Wortes deutsch* (In: Sprache in der sozialen und kulturellen Entwicklung, hrsg von R. Große, Berlin 1990, S. 293-302); Jacob Grimm, *Deutsche Grammatik*, 1. Theil, 3. Ausg., Göttingen 1840, S. 10-20 (jetzt in: *Der Volksname Deutsch*, hrsg. von Hans Eggers, Darmstadt 1970, S. 1-16); Werner Betz, *Karl der Große und die Lingua Thodisca* (In: *Karl der Große. Lebenswerk und Nachleben*, Bd. II: Das geistige Leben, hrsg. von B. Bischoff, Düsseldorf 1965, S. 300-306; jetzt in: *Der Volksname Deutsch*, S. 392-404)

けるのは事実上僧侶のみで、書かれるものは殆どラテン語だった。つまりここでは当時「ドイツ語」が書かれることは滅多になかったという背景をよく理解しておく必要があるのだ。因みに英語の dutch (オランダ語) も同様に本来は「民衆の言葉」の意味で、18世紀前半に至るまで英語では dutch とはオランダ語もドイツ語も意味していたようである。

ところが例外的にも、870年頃アルザスのヴァイセンブルク修道院の僧侶オトフリートが、当時の「民衆語」であるドイツ語で、新約聖書の四福音書(マタイ、マルコ、ルカ、ヨハネ)を総合した内容の『福音書』(Evangelienbuch)と呼ばれる本を書いているのだが、彼は自分の使用している言語のことを「ドイツ語」とは呼ばず、「フランク人の言葉」と表現している。

(31—34) : 「今では多くの人々がそれ (=福音書) を自分の言葉で書こうとし、自らの榮譽を高めようと急いでいる。なぜフランク人だけが、神への賞賛をフランク人の言葉で書くのを避けねばならないのだろうか？」

(113—122) : 「だから私は我々の救いについて、福音書の部分をもって語りたいのだ、今丁度我々がフランク人の言葉で書き始めたように。そうすることで、フランク人達が唯一、自身の言葉でキリストの賛美を歌うことができななどということが起こらぬように。そして彼らに呼びかけた、誉むべき者がむしろ彼ら自身の言葉を通して、彼を信じさせるように。もし彼らの国に(母語以外の外国語によって)それを理解できない者がいるならば、その者は、神が彼に命じていることを、我々がこの書で彼らのためにフランク人の言葉で語っていることを聞くがよい。」

オトフリートにとって自らのアイデンティティーはあくまで「ドイツ人」でなく「フランク人」にあるのである。これはどういうことだろうか。当時は「ドイツ国」という国は存在せず、カール大帝の支配していたフランク王国がその三人の孫達(ルートヴィヒ、カール、ロタール)によって東部・西部・中部フランク王国に分割され、現在のドイツ、フランス、イタリアの原型が出来上がりつつある時期だった。ヴァイセンブルクはそのうちのルートヴィヒが支配する「東

(部) フランク王国」に属していたのである。もっとも、東フランク王国にはフランク族だけではなく、アレマン族、バイエルン族なども住んでいたのだが、ここではこれら総てを代表する形で「フランク族・フランク人」という言葉をオトフリートは使ったと考えられる²⁾。いずれにせよともかく、「ドイツ人・ドイツ語」というナショナル・アイデンティティーは当時はまだ存在していなかったことに注目されたい。ちなみに、ルートヴィヒ「ドイツ人王」という呼称も、後に近代の歴史家が使い始めたのであり、当時の人々にそのような意識はなかった。

さて、他のドイツ語で書かれた文書に関してはどうだろうか。ドイツ語で書かれた文書に初めて deutsch という言葉が登場するのは紀元1000年頃に生きたザンクト・ガレンの僧侶ノートカー（950頃—1022）の作品においてである。ノートカーは修道院学校の生徒達のためにアリストテレスやボエティウス（『哲学の慰め』）などを当時の「ドイツ語」に翻訳したが、その中に「ドイツ語（民衆語）で」という表現が何度か出てくる。中にはこれらの使用例は個人的・実験的なものに過ぎない、と主張する論者もあり³⁾、そのあたりはどうも不確かなのだが、いずれにせよ、deutsch という言葉が（前述の theodiscus と同様）言語を表している例のみであることに注目しなければならない。つまり、現在のように deutsch が「ドイツ民族の」、「ドイツ国家の」という意味では使われていないのである。ということは、相変わらず言語に関して「民衆語の」というニュアンスで使われている可能性が濃厚なのだ。

それでは deutsch という言葉が民族や国家について使われている例はいつが最初なのだろうか。我々の知る限り、それは1105年頃に書かれた『アンノーの歌』が確認できる最も初期のものである。

7：「ケルンで彼（＝アンノー）は司教に任ぜられた。この町は神をとこしえに讃えねばならぬ。ドイツの地に建てられた町のうちで、最も雅なこの町は[...]

2) Vgl. Hans Eggers, *Nachlese zur Frühgeschichte des Wortes Deutsch* (In: PBB, Bd. 82, Halle 1961, S. 157–173, jetzt in: *Der Volksname Deutsch*, S. 374–391), S. 380.

3) Ebd., S. 387.

18: 「[...]そこで彼らは貴きカエサルを派遣した。そのため今もなお王たちは「皇帝 (keiser)」と呼ばれているのだ。彼らはカエサルに多くの軍団を従わせ、ドイツの国々に対し戦うよう命じた。」

28: 「この習慣 (=支配者を「貴殿」と呼ぶこと) を彼らは自らの榮譽のため、ドイツ人達にも伝えるよう命じたのだ。ローマで彼は宝物庫を開け、多くの宝石を取り出した。自分の忠実な友人達に絹や金を贈った。それ以来ドイツの男達はローマで愛され尊重されたのだ。」

これはケルンの大司教アンノー2世の業績を称えるために書かれたものだが、ここに初めて「ドイツ人」・「ドイツの国々」といったナショナル・アイデンティティーの芽生えが見出されることになる。さらにやはり12世紀に書かれた『皇帝年代記』にはドイツ人が名詞形で die Deutschen と表現されている。ただし、これらはいくまでもナショナリティーの萌芽であって、近代以降のナショナリズムにはまだ程遠いことを認識しておく必要がある。政治的には当時は神聖ローマ帝国サリカ朝時代にあり、現在のドイツに相当する地域は、相変わらずテューリンゲン、ザクセン、バイエルンなど様々な領邦国家がそれぞれの自律性を保ちながら並存していた。神聖ローマ帝国とはそれらを緩やかに結ぶ統合体に過ぎなかったのだ。

いずれにせよこの後、deutsch の上述の様々な用法は徐々に浸透してゆく。中世盛期のドイツを代表する詩人ヴァルター・フォン・デア・フォーゲルヴァイデが13世紀初頭に書いた詩には、「法王」 (=イタリア人) に対する俗人たる「ドイツ人」という用法が、はっきりと認められる。以下の引用は、十字軍を派遣する資金調達のためと称し、法王がドイツ各地の教会に設けさせた献金箱を、実は法王の私腹を肥やすためのものなのだ、と皮肉っているものである⁴⁾。

I : 「なんというキリスト者にふさわしい笑い方を法皇さまはなさるのだろう
う

4) 邦訳は、高津春久編訳『ミンネザング (ドイツ中世叙情詩集)』郁文堂 1978年による。

イタリア人の取りまきに「実はしかじか計らった」と話されるとき。

そこで法皇が口にするのは心に思うだけでも許されぬこと。

法皇様はいう「二人のアレマン人⁵⁾に一つの王冠をかぶせてやった。

せいぜい二人がローマ帝国を乱し荒らすようにな。

その間にこちらは金庫をいっぱいにしてくれよう。

二人は私の献金箱につないでおいた。彼らの財産はすっかりこちらのもの。

ドイツにあるやつらの銀貨がローマにいるこちとらの長持ちにおさまる仕掛け。

聖職者のその方ら、鳥を食え、ワインを飲め。

ドイツの俗人どもは空腹^{すきっぽら}をかかえやせ細らせておけばよい。」

II：「献金箱どの、いってください。

法皇様があなたをよこしたのは

あなたがあのお方をゆたかにし、私達ドイツ人のものを奪って貧しくするためでしょうか。[...]

献金箱どの、あなたはドイツ中からとんな女やばかな男を探し出し
この国を損なうためにつかわされたのだ。」

ただしこの例の場合も、当時は「ドイツ人对イタリア人」という構図とは別に「皇帝党对教皇党」という対立の構図もあり、その際「皇帝党=ドイツ人」、「教皇党=イタリア人」と言い切ることもできない。しかしヴァルターの見解には「ドイツ人」と「イタリア人」を対照させた、当時としてはかなり近代に近い発想が認められることも言い添えておきたいと思う。

中世も後期になるとドイツ語は官庁用語としてラテン語の代わりに使われるようになり始める。ここで注意しておきたいのはこの時期になると、「学識者の言葉であるラテン語」に「民衆語であるドイツ語」が代用されること自体が、それを用いる当人達が、自分達は「ドイツ人」であるという意識と裏腹になっている

5) 「アレマン人」とはここではドイツ人に対する蔑称。「二人のアレマン人」とは、ブラウンシュヴァイクのオットーとシュヴァーベン侯フィリップのこと。法皇はこの二人に帝位を争わせた。

点である。これはいくら強調しても、し過ぎることはないだろう。

しかし一方で、全体的に見れば文学的分野ではともかく、官庁や教会など公的場面でドイツ語が使われる頻度はまだかなり低く、言語としての deutsch は中世全般においてラテン語に対する「民衆の言葉」であり続けたこともまた、忘れてはならない。例えて言えば、当時のドイツ語とラテン語の間には、日本における大和言葉と漢文の違いに匹敵する関係があったのである。

Ⅲ 「国語」としてのドイツ語へ（近代）

16世紀に入ると、1517年のヴィッテンベルクでの「95か条の提題」に端を発した、マルティン・ルターによる宗教改革が起こる。ルターはキリスト教会の浄化と聖書への回帰を唱え、旧約聖書及び新約聖書を、ヘブライ語・ギリシア語の原典を参照しつつ全訳し⁶⁾、さらにそのドイツ語を誰にでも読めるように努力した。このことも手伝い、ルター訳の聖書はドイツ各地に広まることになる。そしてここに、それまでは各地でばらばらだったドイツの諸方言に一つの規範的な方向が与えられたのである（ルター自身は当時の東中部ドイツ語と南部の「共通ドイツ語」を妥協させた形で著作を行った）。これは今日の「標準ドイツ語」のような普遍性は持たなかったものの、当時としては革命的な出来事だったといえる。前述のようにルターは「誰にでも読める」ドイツ語をめざしたので、「話し言葉」と「わかり易さ」が重視された⁷⁾。

☆「話し言葉」の強調

「福音とはそもそも本に書かれ文字で著されるものではなく、口頭での説教と生き生きとした言葉、声である。その声は全世界へと響き渡り、公然と叫ばれるので、人々はそれをいたるところで聞くのだ。」

「誰でもドイツ語や他の言葉を、家や市場や説教でなされる口頭での会話からずっとよく学ぶことができる。」

6) 抄訳であれば、ルター以前にもいくつか存在していた。

7) 以下は、Peter von Polenz, Deutsche Sprachgeschichte vom Spätmittelalter bis zur Gegenwart. Bd. I, Berlin/New York 1991, S. 245 f. からの引用。

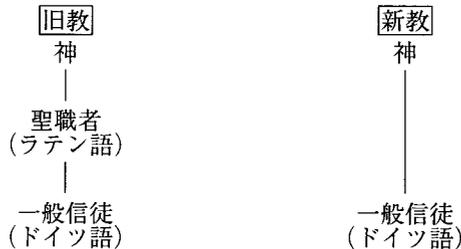
☆「わかり易い」ドイツ語

「私はドイツ語で学のない世俗の人々に説教したり著述したりすることを全く恥じない。」

「ドイツ語でいかに語るかをラテン語で書かれた文書に問うべきではないのだが、このロバたち（＝カトリックの聖職者達）はそれを行っている。そうではなく、家にいる母親に、路地の子供達に、市場にいる普通の人にそれを聞き、彼らが話すときの言い回しを聞き、その後で翻訳しなければいけない。そうすれば彼ら（＝普通の人々）はそれを理解し、人が彼らとドイツ語で話していることに気がつくだろう。」

さらにルター訳聖書の出現によって、ドイツ語はヘブライ語・ギリシア語・ラテン語という「神聖な三言語」（つまりは聖書の言葉）と同列に並べられることになる。少なくともプロテスタンティズムの浸透した地域（主に中部・北部ドイツ）ではそう言えるのである。

また、ルターはラテン語を「ローマ法王の言葉」、つまりカトリックの言葉と見なすようになる。彼の教えでは「世俗人对聖職者」という対立は解消しており、彼は「すべての信仰者」に向けて著作を行ったため、「典礼用語」として聖職者の独占下にあったラテン語もそれとしては意味を失い、ドイツ語は礼拝・典礼の言葉となったのである。これをごく簡単に図示すれば次のようになる。



ここではそれまで旧教の神と信者の媒介をなしていた司祭（聖職者）とその使用言語であるラテン語が新教では抜け落ち、信者とその使用言語であるドイツ語が

神と直接向き合うことになる。そしてこのことが教会におけるドイツ語の地位の決定的向上に役立ったことは言うまでもない。

こうして一方で、ルター聖書のドイツ語が普及していく中、その影響を少なからず受けながら、他方で、ドイツ語の文法がどうあるべきかを明示的に示す、いわゆる「規範文法」が書かれるようになっていく。ただし、ドイツ語の文法記述自体は16世紀の前半に始まったものの、当初はキリスト教教育のための「読み書き入門」という実用書的な色合いが強いものや、人文主義の強い影響下にある、教養人対象にラテン語で書かれたものが主流であった。言語上の規制や言語純化の意図が際立った「規範文法」と呼べる著書が現れ始めるのは17世紀前半になってからのことである。

「規範文法」と深い結びつきをもつものが1617年に設立された「実りを結ぶ会」をはじめとする様々な「言語協会」で、ここには貴族を主体とした文法家・詩人達が集い、ドイツ語の純化のための活動を行った。「実りを結ぶ会」に属していた代表的文法家としてはラトケ、ショッテル、グアインツなどの名が挙げられる。ラトケはルター訳のドイツ語聖書を模範とし、ショッテルは、ラテン語文法によらず、ドイツ語それ自体から文法範疇を取り出し、記述を行おうとした上で「標準ドイツ語 (Hochteutsche Sprache)」を学識者の言葉を基準として定めている。

ヴォルフガング・ラトケ (『ドイツ語教育に関する覚え書き』(1612)より) : 「どの言語でも、その性質と文法をその人の本で教わることのできる著作があるはずです。[...]ドイツ語ではその著作とはルター訳のドイツ語新約聖書なのです。」

ユストゥス・ゲオルク・ショッテル (『ドイツ語詳説』(1663)より) : 「我々がここで扱い、この本の対象である標準ドイツ語[*die Hochteutsche Sprache*]というのはしかしながら何らかの方言[*Dialectus*]ではない。そうではなく、学識あり賢明で、専門知識もある人々[*viri docti, sapientes & periti*]が近年採用し、使用もしている当のドイツ語[*Lingua ipsa Germanica*]なのである。」

彼らの思考の原点には、30年戦争（1618—1648）や当時のフランスの「宮廷風生活様式」によるフランス語の影響のもと、ドイツ語もラテン語やフランス語のように洗練された文化言語にしようという発想があった。

最近ではこの時代を「文化上の愛国主義（Kulturpatriotismus）」の時代と定義し、19世紀以降の排他的かつ暴力的なナショナリズムと区別する傾向がある。そしてこの「文化上の愛国主義」はオランダの影響抜きには考えられないとされる。しかし、市民を中核とした共和政的なオランダに比べ、ドイツは政治的にも経済的にも「国づくり」のための条件ははるかに不利な状態にあった。そのために「文化上の愛国主義」は実の伴わない、観念的性格の強いものにならざるを得なかったといえるであろう。

こうした当時の言語規範化への動きに加わり、思想上も「文化上の愛国主義」の流れを汲む一人に詩人のマルティン・オーピッツ（1597—1639）がいる。オーピッツは『ドイツ詩学の書』（1624）という本を著したが、まず、オーピッツの「詩学」の基本となる部分をいくつかの引用を通して見てみよう。

「わたしはこの際ためらわずに言うておかねばならない。もし誰かが、天性の詩人でなければならぬことは勿論、ギリシア語やラテン語の本を徹底的に研究し、そこからコツを学んでいないならば、私はその人がドイツ語の詩を学ぼうとしても無駄と考える、ということ。」

「我々が純正に語ることはできるためには、我々が標準ドイツ語 [Hochdeutsch：高められたドイツ語] と呼ぶものにできる限り従うよう努めなければならない。そして誤った話し方がされている地域での言葉を字句に混ぜてはならない。」

「王にはある服装が、私人にはまた別の服装が似合い、兵隊はこう、農民はこう、商人はまた別の仕方で身なりを整えねばならぬように、すべてのことを同じ仕方で表現してはならない。低き事柄は地味な言葉で、高い事柄は威厳ある言葉で、普通の事柄は中庸を得た、気高すぎもありふれすぎもしない言葉で表されねばならぬのだ。」

「（詩の）訓練として良い方法は、時折ギリシアやラテン詩人の翻訳を試みて

みることである。それによって言葉の特徴や輝き、多くの言葉のあや、またそれらを考察する能力が培われる。このようにしてローマ人はギリシア人に、新しい文筆家は古い文筆家に触れたのだ。」

オーピッツは『ドイツ詩学の書』においてドイツ語が「優美さ (eleganz oder zierlichkeit)」をもつためには何よりもそれが「純正 (reine) かつ明瞭 (deutsch)」であることが重要で、「純正さ」の条件として何よりもそれが Hochdeutsch (高められたドイツ語) であることを挙げる。Hochdeutsch とは実際には東中部ドイツ語を基礎とし、各地の宮廷官房、皇帝官房の権威をも認めたものである。しかし宮廷を中心とした事実上の規範をもっていた当時のフランスとは異なっていた一方、オーピッツの Hochdeutsch は (ルターとも異なり) 民衆的な言葉から意識的に離れているため、実際にはどこにもない言葉という観念性を帯びている。同様の観念性はやはり実際に話されているわけではない規範としての deutsche Hauptsprache を掲げた、前述のショッテルにも共通するものである。時代的にも相変わらずドイツは多数の領邦国家に分かれていた時で、それもさらに30年戦争後のウェストファリア条約で政治的な分裂が固定化し、当時の神聖ローマ帝国皇帝には実際に話されている宮廷語を帝国全土に押しつけるような文化的求心力はなかったのである。

17世紀の後半になると、様々な地域的ドイツ語をよそに、ルイ14世支配下のフランスが社交・芸術・学問などの分野で諸外国に圧倒的な影響を及ぼし、ドイツの上流階級では殆どドイツ語とフランス語の二言語併用状態が支配していたといわれている。さらに、フランス語は外交官、学者、社交上の言語であるのみならず、市民階級においても子供と両親がフランス語で話す習慣が広まったとさえ言われる。この傾向は18世紀に入っても衰えず、ポツダムに滞在していたフランスの文人・哲学者ヴォルテールが、当地ではドイツ語を話すのは「兵士と馬だけ」だと報告したのは良く知られている事実である。

さて、このようなフランス語の優勢に対してドイツ語陣営ではどのような自己防御を行ったのだろうか。17世紀における言語協会、特にオーピッツの活動については簡単に触れたが、18世紀に入ってからまず特筆されるべきはヨハン・クリ

ストフ・ゴットシェート（1700—1766）であり、彼は18世紀前半のドイツ語の規範化のみならず、ドイツ文学の理論の中にイギリスやフランスの啓蒙主義を持ち込んだ人物であった。以下の彼の手による『ドイツ語法』（1748）からの引用をまず御覧頂きたい。

「これらすべての変更の中で「真の高められたドイツ語（die wahre hochdeutsche Sprache）」を、このヨーロッパの主要語の正しい語幹と美しさを確たるものにするのはいかに難しいことか。ドイツ語を真正で簡潔な規則へと還元し、その装飾を簡潔で理解可能かつ基礎付けられた仕方で定義させることが。」

「すべての私の挙げた規則はドイツ語で記されている。そしてある外国人がまだ全くドイツ語を理解できない限り、それを読むことすらできないのである。」

「ドイツ人が自らの母語を正しく話し書くことを学ぶことができる前に、ラテン語やフランス語の文法を学ばねばならないことより、実際不可思議なことがあるだろうか。」

（第2版）「ただ一冊のドイツ語文法が出版され売られる前に、どれだけ多くのフランス語やイタリア語や英語の文法が印刷され何度も版を重ねたことだろう。」

ラテン語・フランス語・イタリア語などの文法に比べ、ドイツ文法の記述が遅れていることに苛立ちを隠さないゴットシェートは『ドイツ語法』で書き言葉を話し言葉より高め、方言に全く制約されない「人造語（Kunstsprache）」を作るように努めた。しかし、その理想の姿としては相変わらず「文学でしばしば用いられる上質の形式の」マイセン・ドイツ語が挙げられている。マイセン・ドイツ語とは前述の東中部ドイツ語とほぼ重なるものだといってよいだろう。ゴットシェートの目標は、ドイツ語をバリのアカデミー・フランセーズのフランス語のように、上品で柔軟な、かつ全国民にとって統一的な書き言葉・話し言葉にすることだった。この点でも当初はフランスと異なった、実際の宮廷語の不在が問題

であったが、そうした問題を含みながらもゴットシェートの『ドイツ語法』はオーストリアを含む南ドイツ（＝カトリック地域）でも1750年ごろから受け入れられるようになり、少なくとも書き言葉の領域では東中部ドイツ語の色合いを帯びた標準語が急速に発展してゆく。

18世紀におけるもう一人の重要な文法家はヨハン・クリストフ・アーデルング（1732—1806）で、彼には『ドイツ語詳説』、辞書として『高められたドイツ語方言の（der hochdeutschen Mundart）完全な文法的・批判的辞典の試み』（1774—1781）の他、ドイツ語史・正書法・文体論に関する様々な著作がある。辞書のタイトルに Mundart（方言）とあるのは、彼が上部ザクセンの「上流階級で実際に行われている言語慣用」に基いていると考えるからであり、それはすでに話されている方言だという発想に基くものである。この辞書の序言から二箇所引用を試みよう（第二版（1783）より）。

「どれは語彙集でも、一般的なドイツ語辞典でもなく、いまだ書き言葉では普通の高められたドイツ語の辞典である。そのため古びた語彙や表現、すべての地方的及びすべての低俗な、民衆にのみ特徴的な語彙と表現は規則により、おのずから排除されている。」

「低俗な民衆のすべての特徴をこの種の辞典にあつて必須と考えるものは、この辞典を半分あるいはずっとそれ以上に水増しさせることができるだろう。」

彼のドイツ語辞典は—それが言語慣用に基くとされたために—同時代のレッシング、ゲーテ、シラーといった詩人・作家達によって模範と考えられるようになった。

しかし、こうした「規範文法家」としての性格の反面、アーデルングはヘルダー（1744—1803）の『言語起源論』（1770）に大きな影響を受けていた。ヘルダーによれば言語と詩と民族の魂の間には内的関連があり、言語というものはその風土とそこで育まれた生活様式によって変化を蒙り、それ独自の発展を遂げるとされていた。そのためアーデルングは、人間の理性を絶対視し、すべての人間

に同様に当てはまる理性の認識がどこまで可能であるかによって言語の価値を測ろうとしたゴットシェートに反対する。そうではなく、理性と言語は互いに依存しあっており、言語の発展に伴って理性もまた進歩するのだとアーデルングは考えたのだが、これは「言語と思考」に関するより現代的な立場だといえる。

さらにアーデルングは、言語は風土と生活様式によって変化を蒙るもので、最初から存在する理性に統御されるのではないと考えるので、言語はそれ自身、つまり言語使用者の参加なしに発展するのだという。そのため、言語教師は国家の立法者ではなく、国家によって作られた諸法の収集家・編纂者であるに過ぎない、という趣旨のことを述べているのである。ここからは19世紀の言語有機体説や、その後の、あるがままの言語を記述する「記述文法」への展開を予感させ、そしてそれは「規範文法」からの脱却を意味しているのだ。

総括的に言えば、「規範文法」から「記述文法」への変化、言語史あるいは言語心理学的考察の導入によって、アーデルングは19世紀以降の言語学へ向けての大きな転換点となっているのである。

IV 終わりに——「ドイツ国」と「ドイツ語」

中世から18世紀末にかけてのドイツ語のありようを概観したが、その間、「ドイツ語」とは自明で安定したものではなく、多くの論者がその時々社会・政治情勢を背景としながら、「ドイツ語」のあるべき姿を模索してきたことが示されたと思う。

19世紀にはいるとドイツ文学は大筋で歴史言語学と規範文法に二分され、後者はラウマーやドゥーデンを中心としながら1871年のドイツ統一後にその一主に実用面での一歩を固めていくことになるのだが、それはまた別の一つの大きなテーマであり、本稿では「ドイツ国」と「ドイツ語(=国語)」との歩みの相関性が少しでも明らかになったのであればよしとしたい。

*この論考は一橋大学で行われた公開講座「近代を思考／志向する言語—ヨーロッパと日本」の一環として2003年9月27日(土)に行われた講演に加筆・訂正したものである。